



2025年6月24日

各 位

会 社 名 日 進 工 具 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 後藤 弘治
(コード番号：6157 東証プライム)
問合せ先 取締役経営企画室長兼管理部長 戸田 覚
(TEL. 03-6423-1135)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式57,800株
(3) 処 分 価 額	1株につき 683円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	39,477,400円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名 41,000株 当社の執行役員 5名 15,000株 当社の子会社の取締役 2名 1,800株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2022年6月22日開催の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して従来の取締役に対する金銭報酬枠とは別枠で年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）の金銭報酬債権を支給し、年100,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間（ただし、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに退任する場合につき、当該事業年度の経過後3ヶ月を経過した以降の日で、当社取締役会で別途定めた日があるときは、当該日）とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として下記に定める報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- (1) 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (2) 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

また、本株主総会における対象取締役に対する本制度の承認決議を受け、当社の取締役会において、当社の執行役員および当社の子会社の取締役（以下、対象取締役、当社の執行役員、当社の子会社の取締役を総称して「対象取締役等」という。）に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております。

本日、当社又は当社の子会社の取締役会の決議により、対象取締役5名、当社の執行役員5名、当社の子会社の取締役2名に対し金銭報酬債権合計39,477,400円（以下「本金銭報酬債権」という。）を支給し、対象取締役等が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式57,800株を割り当てることといたしました。対象取締役等に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象取締役等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、以下の内容を含む本割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

- (1) 譲渡制限期間 2025年7月18日から当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに退任する場合につき、2026年7月1日時点とします。）

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、対象取締役等は割り当てられた本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、2025年6月24日（第64回定時株主総会の日）から翌年の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役等が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

- (3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等の効力発生日が2026年7月1日以前である場合には、当該効力発生日に先立ち、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

(5) 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月23日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 683円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上